

変更届提出書類一覧（介護予防支援事業所）

（１）変更届の提出が必要な場合

介護予防支援事業所は、下記の事項に変更があった時は長岡市へ変更届の提出が必要になります。（介護保険法第115条の25）

- ・事業所の名称及び所在地
- ・申請者（法人）の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・申請者（法人）の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- ・事業所の平面図
- ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ・運営規程
- ・（法人）役員の氏名、生年月日及び住所
- ・介護支援専門員の氏名及びその登録番号

（２）届出の時期

変更の届出は、変更があった日から10日以内に届け出てください。

（３）提出書類

提出書類の様式は変更の内容により異なります。よくある変更の提出書類は下記のとおりです。

変更内容	提出書類	備考
管理者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事項変更届出書（第2号様式） ・指定にかかる記載事項（付表9） ・勤務体制一覧表（就任日から4週間） ・誓約書（参考様式9-3） ・役員名簿 ・管理者経歴書（参考様式2） ・資格証（社会福祉士、看護職員又は介護支援専門員）の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の業務を兼務する場合はその関係書類（勤務体制一覧表）も必要となります。 ・役員名簿には管理者も記載してください。 ・引越し等による住所変更や婚姻などによる氏名変更の場合など、管理者自身の変更が無い場合は指定事項変更届出書のみを提出してください。
法人の役員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事項変更届出書（第2号様式） ・誓約書（参考様式9-3） ・役員名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿には管理者も記載してください。
定款及びその登録事項証明書（介護予防支援に関するものに限る）の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事項変更届出書（第2号様式） ・変更前、変更後の定款及び登録事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容がわかるように記載してください。
運営規程の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事項変更届出書（第2号様式） ・変更前、変更後の運営規程 	

介護支援専門員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員証の写し ・勤務体制一覧表（就任日から4週間） ・経歴書（参考様式2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴書は（参考様式2）計画作成担当者経歴書を準用してください。
事業所の平面図（設備）の変更（事務室、相談室の場所が変更になった場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前、変更後の平面図 ・変更後の設備の写真（撮影方向がわかるように、必要に応じて写真撮影方向図も提出してください。） 	

この他の変更に伴う添付書類については、お問い合わせください。